

沖縄県公有財産規則（平成元年4月28日規則第40号）

最終改正:平成28年3月31日規則第43号

改正内容:令和7年3月28日規則第16号〔令和7年4月1日〕

（行政財産の使用許可の手続）

第28条 課長等は、行政財産の使用許可をしようとするときは、あらかじめ使用許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書（第9号様式）を提出させ、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を受けなければならない。

- （1）使用を許可しようとする行政財産の種類、所在、地番、地目又は構造及び数量
- （2）相手方の住所及び氏名
- （3）使用を許可しようとする理由及び使用目的
- （4）使用許可年月日及び期間
- （5）使用料及びその算定基礎
- （6）使用料を減免しようとするときは、その理由及び根拠
- （7）その他参考となる事項

2 前項の文書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）行政財産使用許可書案
- （2）行政財産使用許可申請書
- （3）関係図面
- （4）その他参考となる書類

3 課長等は、行政財産の使用許可があったときは、当該申請者に行政財産使用許可書（第10号様式）を交付するものとする。

（使用許可の範囲）

第29条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に、法第238条の4第7項の規定に基づき使用を許可することができる。

- （1）国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益の用に供するため使用するとき。
- （2）県の事務又は事業の執行を補佐し、又は委託を受けて、これを執行するものにおいて、当該事務又は事業の遂行の用に供するため使用するとき。
- （3）電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。
- （4）県職員及び学生、入院患者等施設を利用する者のため、食堂、売店等の用に供するため使用させるとき。
- （5）災害その他緊急事態の発生により応急施設として供するため短期間使用させるとき。
- （6）公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
- （7）前各号のほか、知事が特に必要があると認めて使用させるとき。

（行政財産の使用許可期間）

第30条 行政財産の使用許可の期間は、1年を超えないものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、5年を超えない範囲内において許可することができる。

2 前項の期間は、これを更新することができる。

(光熱水費の負担)

第 31 条 行政財産の使用許可を受け、これを使用する者(以下「使用者」という。)は、当該財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行政財産の使用許可条件)

第 32 条 行政財産の使用許可には、次の条件を付するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 許可した行政財産の維持及び保存の費用の負担をすること。
- (2) 許可を受けた者以外の者が使用しないこと。
- (3) 許可した使用の目的以外に使用しないこと。
- (4) 第 36 条に規定する承認を受けた場合を除き、許可した行政財産の原状を変更しないこと。
- (5) 許可を受けた行政財産を故意若しくは過失により荒廃させ、若しくは損傷し、又はその他許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は県に生じた損害を賠償すること。
- (6) 知事が必要と認めるときは、使用者に対しその業務等について質問し、帳簿類を調査し、又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めることができること。この場合において、使用者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は資料等の提出を怠ってはならないこと。
- (7) 第 36 条に規定する承認を受けた場合その他当該行政財産の維持及び保存に必要な場合において、使用者が支出した有益費、必要経費その他の費用があるときは、これを請求しないこと。
- (8) 使用者は、善良な管理者の注意をもって許可を受けた行政財産の管理の任に当たること。
- (9) 使用期間中に公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認めたときは、許可を取り消すことがあること。この場合において、当該取消しによって生じた損失については、県に対して補償を求めないこと。
- (10) 使用者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、知事が指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。

- (11) その他参考となる事項

(行政財産の使用許可の取消し)

第 34 条 現に使用を許可している行政財産の使用許可の取消しをしようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により、決裁を受けなければならない。

- (1) 取消しをしようとする行政財産の種類、所在、地番、地目又は構造及び数量
- (2) 使用者の住所及び氏名
- (3) 取消しをしようとする理由
- (4) 使用の目的及び用途
- (5) 使用料及びその徴収状況
- (6) 使用許可年月日及び使用許可期間
- (7) 取消予定年月日
- (8) 取消し後の措置
- (9) その他参考となる事項

2 前項の文書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 行政財産使用許可取消通知書案
- (2) 行政財産使用許可書の写し
- (3) 関係図面

(4) その他参考となる書類

3 行政財産の使用許可が取り消されたときは、行政財産使用許可取消通知書(第 11 号様式)を使用者に交付しなければならない。

(使用許可財産の用途変更、原形変更又は使用期間変更の承認手続)

第 36 条 課長等は、現に使用を許可している行政財産の用途変更、原形変更又は使用期間変更を承認しようとするときは、あらかじめ使用者に行政財産用途変更承認申請書(第 12 号様式)、行政財産原形変更承認申請書(第 13 号様式)又は行政財産使用期間変更承認申請書(第 13 号様式の 2)を提出させ、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を受けなければならない。

(1) 用途変更、原形変更又は使用期間変更をしようとする行政財産の種類、所在、地番、地目又は構造及び数量

(2) 使用者の住所及び氏名

(3) 従来用途又は使用期間

(4) 用途変更、原形変更又は使用期間変更の内容

(5) 用途変更、原形変更又は使用期間変更をしようとする理由

(6) 使用料及びその徴収状況

(7) 承認の条件

(8) その他参考となる事項

2 前項の文書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、財産の種類により、その一部を省略することができる。

(1) 公有財産台帳の写し

(2) 関係図面

(3) その他参考となる書類

3 課長等は、行政財産の用途変更、原形変更又は使用期間変更の承認があったときは、当該申請者に行政財産用途変更承認書(第 14 号様式)、行政財産原形変更承認書(第 15 号様式)又は行政財産使用期間変更承認書(第 15 号様式の 2)を交付するものとする。この場合において、原形変更承認には、条件として使用後における原形回復義務を付さなければならない。